

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することができない暴挙であります。ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況の中、安否確認の対応に追われる等、厳しい状況に置かれています。核兵器の使用を示唆する等、力を背景とした、一方的な武力による現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国連憲章違反でもあります。このような暴挙は、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できません。

政府におかれましては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきであります。

当市は、2002年に平和を愛する全ての国の人々とともに恒久平和の実現に努めることを決意し、苫小牧市非核平和都市条例を制定しております。

よって、本市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に最も強い言葉で厳重に抗議するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退及び国際法の遵守を強く要請いたします。

以上、決議する。

苫 小 牧 市 議 会